

速記録

平成30年度 淀川水系流域委員会地域委員会（第1回）

日 時 平成30年5月29日（火）

午前 9時30分 開会

午前11時55分 閉会

場 所 大阪合同庁舎第1号館（近畿地方整備局）

新館3階 A会議室

[午前9時30分 開会]

1. 開会

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 課長補佐 白井）

それでは、定刻となりましたので、これより平成30年度淀川水系流域委員会地域委員会（第1回）を開催させていただきたいと思っております。

本日の司会を務めさせていただきます整備局河川計画課の課長補佐で白井と申します。よろしくお願いいたします。

本日出席の委員でございますけれども、全委員10名中、9名のご出席をいただいております。定足数に達してございますので、委員会として成立しておりますことをご報告させていただきます。

それでは、議事に入ります前に、資料及び会議運営に関してお願いさせていただきたいと思っております。

まず、お配りしております資料でございます。お手元の封筒の上に置かせていただいております資料類、配布資料リストを一番上につけてございますけれども、この配布資料リストを除きまして全部で11種類。議事次第、座席表、委員名簿。以降、資料-1、資料-2-1から2-7となつてございまして、配布資料リストを除きまして全部で11点の資料となつてございます。不足等ございましたら、事務局のほうにお申しつけいただければと思います。

配布しております資料につきまして事務局側の不手際で1点修正がございますので、この場を借りましてご連絡させていただきます。配布資料のうち、委員名簿をお配りしておりますが、小川先生につきまして、「所属等」の部分に「大阪府立富田林高校」と書かせていただいておりますけれども、現在、所属が変わられてございます。不手際で申しわけございませんが、ここにつきましては「元」という表記をその前段につけていただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、会議運営にあたってのお願いを申し上げます。発言の記録につきましては、会議の進行に支障を来さない範囲でお願いいたします。並びに、会議における一般傍聴者及び報道関係の方のご発言は認められておりませんので、ご発言はお控えください。一般傍聴者からのご意見につきましては、委員会の後半でお伺いする時間を設けております。また、近畿地方整備局のホームページ及び郵送でもお受けしておりますので、ご活用いただければと思っております。携帯電話等につきましては、電源を切るかマナーモードに

設定し、会議中の使用はお控えいただきますよう、よろしくお願いいたします。会議の秩序を乱す行為、または妨げとなる行為はしないようにお願いいたします。会議の進行に支障を来す行為等があった場合には傍聴をお断りしたり、退室をお願いしたりする場合がございますので、あらかじめご了承ください。報道関係の方々のカメラ撮りにつきましては前段のこの時点までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、今年度初めての委員会ということで事務局側のメンバーが変更となっております。簡単ではございますけれども、事務局側のメンバーにつきまして自己紹介をさせていただきますと思います。前列右のほうからご所属とお名前をよろしくお願いいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 広域水管理官 由井）

ご苦労さまです。4月から河川部の広域水管理官を拝命しております由井と申します。よろしくお願いいたします。

○河川管理者（木津川上流河川事務所 副所長 北方）

木津川上流河川事務所副所長を拝命しております北方と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○河川管理者（木津川上流河川事務所 調査課長 大岩）

同じく木津川上流河川事務所の調査課長をしております大岩です。よろしくお願いいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 事務所長 田中）

4月から木津川上流河川事務所長でお世話になっております田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 事務所長 東出）

淀川河川事務所長の東出です。よろしくお願いいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 副所長 犬丸）

淀川で副所長をしております犬丸と申します。本日はよろしくお願いいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 調査課長 森田）

淀川河川事務所調査課長の森田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 課長 橋爪）

河川計画課長の橋爪と申します。よろしくお願いいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 課長補佐 白井）

それでは、2列目、奥のほうからお願いいたします。

○河川管理者（水資源機構 川上ダム建設所 北牧所長代理 松岡）

水資源機構川上ダム建設所、北牧の代理で来ました、技術担当副所長の松岡と言います。よろしくをお願いいたします。

○河川管理者（水資源機構 木津川ダム総合管理所 所長 佐々原）

同じく水資源機構の木津川ダム総合管理所長をやっております佐々原と申します。よろしくお願ひします。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 水草事務所長代理 小谷）

琵琶湖河川事務所、水草所長の代理で参りました、副所長の小谷でございます。よろしくお願ひします。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 事務所長 松田）

4月から大戸川ダム工事事務所長をしております松田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所 事務所長 成宮）

淀川ダム統合管理事務所長、成宮でございます。よろしくお願ひします。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山口）

猪名川河川事務所長の山口です。よろしくお願ひします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川環境課 課長 中川）

河川部の河川環境課長をやっております中川と申します。よろしくお願ひいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部水政課 課長 南）

河川部水政課長の南でございます。よろしくお願ひいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 課長補佐 白井）

そうしましたら、3列目の奥のほうからよろしくお願ひいたします。

○河川管理者（大阪府都市整備部 河川室河川整備課 美馬課長代理 タケシマ）

大阪府河川整備課長、美馬の代理で来ておりますタケシマと申します。よろしくお願ひいたします。

○河川管理者（三重県県土整備部 河川課 松本課長代理 ウエダ）

三重県県土整備部河川課、松本課長の代理で来させていただきましたウエダです。よろしくお願ひいたします。

○河川管理者（兵庫県県土整備部 土木局総合治水課 達可課長代理 アイダ）

兵庫県総合治水課長、達可の代理で参りましたアイダと言います。よろしくお願ひします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 課長補佐 白井）

以上の事務局で対応させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、以降の議事につきましては、規約に基づき、中谷委員長のほうにお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

2. 議事

○中谷委員長

それでは、議事を進めさせていただきます。

だんだん梅雨も近づいてきて、いよいよ気を許せない時期になってきておりますが、そんな中、委員の皆さん、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速議事に入らせていただきます。まず、資料－1、進め方について一枚紙を配っていただいておりますけれども、これの説明をお願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 課長 橋爪）

事務局から、「平成30年度淀川水系流域委員会の進め方について」、右肩に資料－1と書かれた資料についてご説明させていただきます。

まずこれまでの経緯でございますけれども、各年度ごとに対象河川を設定しまして、3年のローテーションで進捗点検を実施してまいりました。平成28年度は、淀川・宇治川・瀬田川・野洲川について進捗点検のご意見をいただきました。平成29年度につきましては桂川・猪名川について同様にご意見をいただいたところでございまして、今年度につきましては木津川の下流と上流でご意見をいただくということを考えてございます。

また、進捗点検の対象年度といたしましてはその進捗点検を実施する年度の近3カ年ということでございまして、今年度で言えば平成27年度から29年度の進捗状況についてご意見をいただくということで考えてございます。

2つ目の黒丸の平成30年度の進め方というところでございますが、本日は、今ご説明しましたとおり、木津川上下流の平成27年度から29年度の進捗状況についてご説明いたしましてご意見をいただくこととしてございます。

簡単ですが、以上でございます。

○中谷委員長

はい、ありがとうございました。

ただいま説明がありましたとおり、これまで、三川ありますので、その関係をローテーションで進捗点検してきたということですね。あと、先だって、木津川筋、現場も見せていただきました。平成30年度は木津川上下流の点検が対象になっているということで本日進めさせていただきますので、委員の皆様におかれましてもよろしくお願いたします。

淀川水系河川整備計画に基づく事業等の進捗点検結果について（木津川）

○中谷委員長

そうしましたら、先ほどもお話がありましたように、木津川に関しては一連資料をつけていただいておりますけれども、まず資料2-1の社会情勢の変化等々について説明をお願いいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 事務所長 東出）

淀川河川事務所長の東出です。説明させていただきます。

まず目次ですけれども、社会情勢の変化と今後の河川整備の新たな視点ということで、次のページをめくっていただきまして、まず治水と防災の関係です。

沿川人口の伸びている市町があります。ここで言うと、左の図の赤い部分が人口の伸びが大きいところ。あと、肌色になっているところも人口が伸びていると。非常に京都の南側で人口が伸びているということです。それと、水防災意識社会の再構築を今後急がなければいけないということが考えられます。

真ん中の写真は、今年の台風21号で久御山町でパイピング現象ということで水位が上がったときに町側の田んぼのところで噴砂をしています。ここで水防活動をして釜段工を実施しているのがこの写真になります。田んぼのところで水が噴いていると。状況を調べてみると、ここは砂の多い河川で、基盤が砂になっているということで、堤防の下から水が通って堤内側で噴いたのではないかと。今、そういう形でメカニズムの結論を出しています。砂の状況を見て、あと堤防の状況を調べる中では、すぐさま堤防に異状があるという状況ではないということですが、これから対策を実施していこうと考えております。

右側につきましては、今年赤田川で水門が完成しました。これから旧樋門を撤去するんですが、赤田川の新しい水門が完成して、3月17日に式典をしたという状況です。

次は河川環境の状況ですけれども、京都府は汚水処理人口普及率が高いレベルになってまして、全国で5位の水準まで来ているということで、木津川の水質は非常に改善されております。一方で、砂州が固定化されて河道が二極化していると。低水路と高水敷が固定化してしまって余り高水敷に水が乗らない状況になっていて、高水敷が森林化していると

いう状況になっております。

次は利用面ですが、山城地域、京都の南側の地域ですけれども、「日本茶800年の歴史散歩」として日本遺産に認定されております。

それから、平成29年3月には三川合流のところに「さくらであい館」が完成しまして、特に淀川沿川のサイクリストの休憩所として多くの方が利用しています。また、桜の時期になりますと、今年は約45万人もの人がこのあたりを訪れているということです。

さらに、道路ネットワークですけど、新名神などが開通しまして、京都府南部のアクセスが向上していると。そういう中でいろいろな施設ができておりまして、特に大型物流施設ができており、物流の面でも非常に発展してきているという状況です。

また、府県を超えて近隣の市町が連携協定を結ぶという状況も出てきております。

次は維持管理の面ですけども、昨年、河川協力団体として1団体を指定しております。ここの表にありますように、河川事務所では河川協力団体としてこれで合計5つ指定していることとなります。

また、河川協力団体になっておりますやましろ里山の会では、実際、堤防の除草をやるときに貴重種などの植物を保護するという活動をしていただいております。これはやましろ里山の会に委託してそういう活動をしていただいているということで、今後そういうNPOの人たちとの連携もやっていきたいと考えております。

○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 事務所長 田中）

それでは、次に7ページから木津川上流河川事務所の田中のほうでご説明申し上げます。

まず、治水・防災の関係でございます。「社会情勢の変化・地域の状況」ということでトピックとしてご紹介をさせていただきます。

木津川上流では、昨年10月の台風21号によりまして、写真の左側ですが、名張川の支川の宇陀川というところで、名張の市街地で溢水が発生しております。

また、右側の写真は、平成27年に木津川本川、伊賀市内ですけれども、上野遊水地を運用開始して初めて4つの遊水地の中に洪水が越流して、約600万 m^3 の水をためたと同時に、伊賀市街地を浸水から防御したということでございます。600万 m^3 という数字ですが、遊水地全体としては900万 m^3 、それから面積で250haという規模になっておりますので、計画している水の容量の約3分の2ぐらいがたまる大きな洪水であったということでございます。

この遊水地の効果を右下に書いております。左が「浸水面積の比較」でございまして、仮にその遊水地がなければ、伊賀市街地全体として400ha程度が浸水していたであろうと。これはシミュレーションで計算をさせていただいておりますが、248haと書いておりますのは遊水地の中ということでございまして、結果的に市街地の家屋の浸水はなかったと。この遊水地周辺ではなかったということでございます。また、右側は、その結果、計算上、760戸程度の浸水があったものがなかったということでございます。

左側は、先ほどの名張川の支川の宇陀川における水位の低減について書いてございます。これから名張川の堤防整備あるいは掘削事業を本格的にやっていますが、それをやりますと、台風21号でつかりました宇陀川のところの水位も70cmぐらい低減されるという計算になっているということでございます。

次の8ページをご覧ください。先ほどの遊水地の効果の関係ですけれども、左下のほうで過去の主な洪水と比較してございます。大きなものでは昭和28年の台風13号。このころは遊水地がなかったということでございますが、その後の伊勢湾台風の時も大きな被害が出ております。その後、昭和44年から遊水地の整備に着手して、おおむね50年程度かけてようやく遊水地の本体が完成したわけですけれども、浸水戸数をご覧くださいますと、昭和28年のときには200戸、伊勢湾台風の時も約200戸、面積は500ha程度でございましたが、今回それを大きく防御したと。結果的に762戸防御しておりますが、右側をご覧くださいますと、その当時は高度成長前で、その後、家も増えているところでございまして、家屋の市街化とともに治水対策も進んで、お互いが相乗効果のような、防御されているので市街地も増えていっているというようなことが見てとれると思っております。

9ページをご覧ください。今度は河川環境ということでございます。

まず、水質の関係でございまして。左下のグラフは、木津川上流域、代表都市として伊賀市、名張市がございまして、それぞれ汚水処理人口普及率が上がってきていると。要するに、下水関係が整備されてきているということでございます。その効果もあって、左のグラフの上のほうですけれども——これはBODという一つの指標で、2.0という数字が環境基準になっておりますが、それに対してそれ以下で、右肩下がりで少しずつ改善されていっていると。もともと木津川上流域は水がきれいなところでございますけれども、さらにその下水の効果も出ていて、水質を維持あるいは改善してきているということでございます。

それから、オオサンショウウオの関係でございまして。右上の写真ですけれども、木津

川上流域はオオサンショウウオの生息地となっております。これまでより砂防工事あるいは河川工事に当たっては必要に応じてオオサンショウウオの成体を確認してミティゲーション等をやったり、施設をつくる際には生息環境に配慮した設備にするようにやってきましたけれども、昨年の平成28年6月に、赤目滝床固工群、これは砂防施設でございますが、ここの人口巣穴という生息環境を整備したところでオオサンショウウオが確認されております。これからもいろいろな河川工事をしていくわけでございますが、その都度専門家のご意見を事前にお聞きして、生息環境について調査が必要なところはしっかりとさせていただいて、もし生息が確認された場合にはしっかりとその対応をさせていただきたいと思っております。

それから、右下は環境学習の関係でございます。これも木津川上流域の例ですけれども、左のほうは学校と連携してということでございます。教育委員会のご協力を得まして、授業の中で河川の水生生物調査と一緒にさせていただいております。それから、後で出てまいりますけれども、右のほうは、上野遊水地には木津川あるいは服部川に出ていく河川がいろいろございますが、遊水地からの出口のところでは少し段差がある箇所には魚道などを整備しておりますので、その状況についても一緒に調査をさせていただいております。

10ページに移ります。こちらは、先ほども少しご紹介がありましたけれども、利用の関係でございます。

背景として、木津川の下流域・上流域とも、周辺の道路整備の関係もありまして、随分観光客が増えてきております。例えば、伊賀市では「忍者の里」を一生懸命地域の財産として売り出されておりますが、観光客数も250万人程度いらっやっているということでございます。

そういう中で河川あるいはダムを生かしたいろいろなイベントも開催されておりました、表に書いておりますようなマラソン大会などが盛んに行われております。例えば11月の「忍者の里伊賀上野シティマラソン」では2,700名程度のご参加をいただいておりますが、これは伊賀市の周辺とともに遊水地のところも走っていただいているということでございます。ほかにもいろいろなダムのところでマラソン大会などをされておりますが、それも数百名程度のご参加をいただいております、地域外の方にこの木津川上流域あるいは木津川流域の環境や景観を楽しんでいただいているということでございます。

次に、11ページでございます。こちらは維持管理の関係でございますが、特に特徴的なところをご紹介させていただいております。

先ほど来説明させていただいております上野遊水地でございますが、この中には、26樋門、それから、普段は道路を通してゲートがございますが、それが3つ、排水機場も1カ所ということで非常に施設が多くございます。これらを洪水時に適切にしっかりと操作できるようにということで、集中的に遠隔で監視しながら効率良く操作をしております。そのために、各施設を光ファイバーで結んで監視しつつ、地域の消防団の方にもご協力いただいて操作をしているということでございます。

また、先ほどもご説明がございました河川協力団体。木津川上流の例でいきますと、名張クリーン大作戦。市域全体のクリーン作戦の中で名張川にも来ていただいております。昨年でございますと、名張川だけでも300人ほどのご参加をいただいているということでございます。その後、引き続き、名張川の中を歩いていただくということで、「名張川長靴ウォーキング」と言っておりますけれども、水に親しみながらいろいろな生物調査等をしていただいております。皆さんからは非常に楽しかったというようなお声をいただいております。今年も今週末の3日の日曜日に開催させていただこうと思っております。

引き続き、12ページ以降、「今後の河川整備の新たな視線」というところでございます。

13ページをご覧ください。治水関係としましては、いわゆるソフト対策のご紹介をさせていただきます。

昨年の6月に想定最大規模降雨ということで想定される最大の降雨を計算いたしました。その際どの程度浸水が発生するのかという木津川洪水浸水想定区域を淀川河川事務所のほうで公表させていただいております。

それを踏まえて、井手町さんではマイ防災マップを全地域で作成いただいております。また、木津川市では、多機関連携型タイムラインということで、当然河川管理者や気象関係者、あるいは関係の行政機関もそうなのですが、これに加えてまして鉄道会社さん、運送会社さん、それから通信関係、NTTさん等も入っていただいて、水害が起こったらライフラインも含めてどういう対応を事態の変化に応じてやっていくべきかという一定の標準線をみんなで共有して総合的な防災対策をやろうということで、今そこに取り組んでおるところでございます。

それから、木津川上流部大規模水害・土砂災害に関する減災対策協議会ということで、こちらのほうは関係流域の市長さんや防災の関係機関が集まって、それぞれの役割分担をしっかりと踏まえながら、どうしたら水害時あるいは土砂災害時に命だけは守れるのか、で

きることからしっかりと進めていこうという議論を進めております。

14ページは、河川環境への取り組みということでございます。こちらのほうは、上に書いてございますように、伝統的工法による河川環境の保全、それから地域との連携による河川の連続性確保についてご紹介をさせていただきます。

まず左半分ですが、これは木津川の下流域でございます。先ほどご説明もありましたけれども、特に木津川下流域では陸域とみお筋が固定化していつているという課題がございます。このため、河川事務所、河川協力団体のNPOやましる里山の会さん、それから京都大学等関係の先生方と連携しまして、砂州の固定化あるいは河床低下の固定化をどうしたら改善できるかを議論させていただきながら、かつ地産地消、地域の自然の産物を活用して対策を進められないかということで、昨年、下の写真にございますように、伝統的工法である聖牛を試験的に設置しております。これによりまして、みお筋に少し変化を与えるとか瀬が創出する、あるいはたまりという自然環境を少し助けてあげるといようなことを今やっております、その辺の状況もモニタリングしつつ、これからも取り組んでいきたいというところでございます。その結果、ゴリ、アユなどの創出が期待されるのではないかと考えております。

それから、右側は遊水地のところの魚道の関係でございます。遊水地から出ていく水路のところでもどうしても構造的にこれまで段差が生じていた箇所がございましたので、ここに魚道を設置してございます。その魚道の効果について、地域の皆さんと一緒に調査しております。将来にわたっていろいろな生育環境が保全されるよう、これからもモニタリングをしつつ、改善すべきところは改善できたらと思っております。

それから、15ページは利用でございます。先ほど来少し説明させていただいておりますが、特に特徴的なところ、これから期待できるというところでございます。

左のほうは木津川のカヌーの状況ということで、地元も地域おこしとしてカヌーあるいは河川を生かしたいろいろなレジャーについて非常に期待しておられますし、我々もこれからも積極的にそこら辺を支援できたらなと思っております。また、下のほうはダムカヌーということで、木津川上流域にはダムが多くございますけれども、例えば高山ダムカヌーを地域観光の一つとして売り出させていただいております。

それから、右側は「京都山城茶いくるライン」ということで、山城地域のお茶を活用した地域の観光施策とあわせて、我々も堤防をサイクリングロードとして活用させていただくことで地域おこしと連携できたらなと思っております。

その次の16ページは、しっかりと維持管理をするということでございます。いろいろな新しい技術を開発しつつも、OBさんたちを含めた経験豊富な防災エキスパートの方々と一緒に堤防を見ていただいて、技術の伝承という観点も含めて活動しております。

また、コスト縮減の関係では、試験的に堤防の一部でヤギを活用した除草などもやっております。

それから、いろいろなごみ対策の中で昨年の特徴的なものを紹介させていただきます。一番下の写真でございますが、遊水地に水が初めてたまった一方で、洪水の中にごみや流木等も多く流れてまいりました。なかなかこれは地域の方々だけでは取れないということで、我々も一緒になって漂着物の処理をさせていただいております。

最後でございますが、17ページは地域への情報発信ということでございます。

そこにいろいろ書いてございますけれども、例えばアニバーサリープロジェクトということで、施設ができた節目節目あるいは施設を整備し始めた節目節目の年にその施設に来ていただいて、地域の方々に施設の意味合いを振り返っていただくとか、改めてその効果について説明させていただくような場をつくっております。それから、真ん中の地域イベントへの出展でございますが、地域イベントの機会を捉えて、我々の緊急時の対策の紹介などをさせていただいております。一番右のほうは、少し先ほどの繰り返しになりますけれども、環境学習を引き続きしっかりとやっていきたいと思っておりますし、教育委員会等と連携した取り組みもさらに進めていきたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

○中谷委員長

はい、説明ありがとうございました。社会情勢の変化、そして今地域で取り組まれていることなどについて説明をいただきました。今の説明に対して委員の皆様から質問、ご意見等ありましたら、お伺いします。どうぞご自由にご発言ください。

では、見ていただいている間に私から2点ばかり。上野遊水地の——言い方が難しいですね。内側、堤防に囲まれた内側の話と外側の話を。

まず外側の話ですが、社会情勢の変化の中で、8ページで開発が遊水地の近くまで進んできているよという説明をいただきました。写真を見たらそれはそのとおりなんですけど、片や1000年に1度というようなデータも出して、その図面を見ると、多分この丸で囲われたところは浸かっちゃうよということになると思うんですが、例えば開発手続とかの中でそういう危険性のあるところについては少し高めに地盤高を設定するとか、そうい

うことは地元市さん当局とかは今のところどうなんでしょうか。滋賀県では、開発に対して、結構そういうことは開発業者さんにも伝えているというような例もあったりするんですけど、その辺はどうですかということ。

もう一つは、16ページの水が入ったときの写真ですが、これは、例えば7ページの写真でいうと、どの辺の位置なのか。

あと、地役権を設定されているんですけども、これから洪水が起きると、当然一定の頻度で水が入っちゃうということになってくると思うんです。そうすると、遊水地の中の田んぼがみんな同じ高さかということ、そうでなくて、多分標高が少しずつ違うということもある。そうすると、頻度が多くつかる田んぼとそうでない田んぼの差が出てくるのかなというような気がします。そういう面では、一応遊水地ですから、計画として「そこに水が入って当たり前ですよ」ということになるときに、いわゆるごみとか細かい粒の砂もいっぱい入ってくると思うので、その辺の。まあ、今後の課題やと思うんですけど、管理をする際にどういう方向で地元さんと——やり方ですね。お互い協力してやるのか、河川管理者が全部面倒を見るのか、その辺について何か具体的なところがあれば教えていただきたいなと思って聞いておりました。

○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 事務所長 田中）

まず、背後地の浸水、いわゆる最大規模になるというところでございます。そのとおりで、流域の限界を超えたときの対応というのは非常に難しい議論でございます。今回の場合は例えば伊賀市さんが周辺にございますけれども、地域産業の行く末ということと、洪水の危険度、限界を超えたとき、いわゆるあるレベルを超えたときの対応というのは非常に難しい議論でございます。現状としては、市のほうで「河川沿い、遊水地沿いだから少しかつこの対応を」という特段の対応を指導していただいております。そこはなかなか難しい議論があるかなというのが現状でございます。

それから、遊水地の中に洪水が入った後の対応あるいは水位のことでございますけれども、一定越流をし始めると、多少の地盤高の差はありつつも、当然川に近いほうが若干低いので、ある程度そこは浸水をしていくと思います。また、ごみも、もともと地役権ということで、ふだんは営農をしていただきつつも「ここはつかる場所ですよ」ということでご協力をいただいておりますし、地役権補償もさせていただいております。ただ、今回は容量の3分の2が浸かるような非常に大きな洪水でございました。ある程度のレベルを超えてしまいますと、とてもじゃないけど通常のごみの処理程度では対応できないレベル

になりますので、通常のレベルを超えるレベルになるというのは難しいところがありますけれども、我々河川管理者としても大きな流木の処理等について協力させていただくというような対応をとっているということでございます。

○中谷委員長

はい、ありがとうございます。はい、どうぞ。

○平山委員

細かな内容ではなくて、この資料のタイトルとご説明いただいた内容が少し違うように思うので、この資料の内容をどういうふうに進捗点検に生かせばいいのかというのがわからないので質問させていただきます。

特に2つ目の「今後の河川整備の新たな視点」のところですけども、今ご説明いただいた内容は、視点と言いつつ「何々を実施した」というご説明でした。さらに言うと、その中に河川管理者が実施された内容が含まれていないか。というのも、それについてはこれ以降の資料でそれぞれの観点からご説明いただいて、その進捗内容を結果とともに私たちが議論するんですけども、この資料で示されている視点というのはどう受け取ったらいいでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 事務所長 東出）

進捗点検は何年かに1回やるということになるんですけども、その間にいろいろと新しい、例えば13ページの治水では新しいことを実施しておりますし、河川環境についても新たな取り組みをどんどんやっていっておりますので、ここではこういう新たなものを取り入れて展開してますよということを概略説明させてもらっていて、その後、資料-2-2以降で詳しく説明させていただくという資料の構成になっております。

○平山委員

そしたら、実施内容とは違うことをご説明いただいたということでもいいんですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 事務所長 東出）

実際実施していることも。

○平山委員

入ってますよね。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 事務所長 東出）

はい。

○平山委員

時間がない中で効率良く説明の時間を使っただけという意味では、ポイントとなる変更点だとか、どういう考え方で変更されているのか、どういう必要性があるのかというところに絞ってご説明いただいた方がいいと思います。もちろん地域で新たに取組まれたこともその中に入ってくると思うんですけども、細かな内容というよりは、この地域で何が必要になっているのか、重要になっているのかという点に絞ってご説明いただいて、それを踏まえた上でそれ以降の実施内容や結果を見ていくというほうが私たちにとっても議論しやすいんじゃないかと思いますので、今後ご検討いただければと思います。

以上です。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 事務所長 東出）

わかりました。ありがとうございます。

○中谷委員長

ほかにいかがですか。はい、どうぞ。

○須川委員

今、平山委員が言われたのと同じことなんですが、「社会情勢の変化・地域の状況」があって「今後の河川整備の新たな視点」というところで、例えば河川協力団体制度というのは新たな視点になると思います。新たな視点として河川協力団体の制度があって。それは現地視察のときにも伺ったことですが、これは全国的な法律の改訂があったわけですね。河川レンジャーは淀川流域で考えた制度であるけれど、そういうものは違うわけですね。河川整備計画段階では、基本視線は書かれていても協力団体制度については何も書かれていないわけですから、これは追加された新しい視点ということになります。その中で各河川ごとに違う特徴——特に木津川の場合は、聖牛とか、かなり特徴的な作業をされているということで、そういう中でモニタリングもしながら協力団体のあり方を探っていくという方向だと思います。

今平山委員が言われたように、その新しい視点というのが、全国的な動きなんだといったことをまず書きこまれることが大切だと思います。

その点をはっきりされて、それでそれぞれの河川ごとの特徴ある試みとしてということで、木津川なりの紹介があるという流れであるべきと思います。もちろん整備計画の時点でも、河川レンジャーとかは書き込まれてましたが、それだけではない新たな視点がいくつも入ってきている、それから今説明された防災についてもいろいろ新しい視点が入ってきている、それはいついつから入ってきているもので、河川ごとの特徴はどうかと、

そういう説明の流れがあると議論としてはわかりやすいということです。

個々の詳細は、平山委員が言われたとおり、今から伺うことになると思うのですが、このあたりが我々も頭の中で理解できていないところがあるという感じを持ちました。理解されている方も多いと思うのですが、私はこの前の現地視察で伺って「ああ、そういうことなんだ」と理解できたような次第です。

○上田豪委員

同じことを感じてまして、この視点というのは河川法の改正以降の新しい市民参画・協働ということを進める一つの事例やと思うんですね。例えば、マイ防災マップにしても多機関連携型タイムラインにしてもそうですし、聖牛づくりも協力団体や市民団体・大学と一緒にやると。これまで行政がよかれと思って進めてきた政策・施策について、協働という新しい形で市民も一緒にやるということが大切です。結果が悪いときは一緒に反省しながら、いい結果のときは「よかったな」ということを言いながらね。結果についてお互いの攻め合いをするんじゃなしに、それならどうするかという次の提案を求めていく、その一つの事例としてマイ防災マップがあって、行政にいろいろな施策を求めるだけと違って「自ら逃げることが非常に大事だ」という施策として進めていく、そういうようなことかなと。

最後の上野遊水地の一斉清掃にしても、これは先ほどお話がありました地役権の問題もありますけれども、一般的には行政が行ってきたことを市民と一緒にやると。そのことによって行政への理解も進み、地域づくりにもつながっていくと。その新しい視点をまずポンッと出した中で「治水ではこんなことがあります」と、こういうことじゃないかなと。平山さんが言われた意見の集約的なことはそういうことかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○中谷委員長

ほかにいかがでしょうか。

○上田豪委員

もう一点。

○中谷委員長

はい、どうぞ。

○上田豪委員

すいません。新たな質問ですが、9ページの特別天然記念物ですね。オオサンショウ

ウオのところで「人工巣穴のメンテナンス」という説明があったんですが、実際のメンテナンスというのはどういう具合にされているんでしょうかね。

○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 調査課長 大岩）

ここに「人工巣穴のメンテナンス」と書いてあるとおりで、穴を全部あけて清掃する、泥を取ったりするというのをこの平成28年6月に行ったと。その中にこの大きいやつが1匹いたという紹介となっております。

○上田豪委員

そうなんです、メンテナンスというのがね。これはもともと自然に自分らが巣穴をつくって、あるいは巣穴と思しいところで生活してたわけですけども、このダムの結果、移転させていると。そこに人工的に巣穴をつくってあげるということになっているわけですけども、以前に多自然「型」工法ということで魚巣ブロックがあったと思うんですね。まあ、適用箇所のまずさなどから結局はほぼ失敗に終わったようなことがありました。人の頭で考えて、こういう具合にすればすむやろうと思ってたけれども、それは自然のシステムとは違ったと、そんな雰囲気でしたね。その轍を踏まないようにしてほしいなということを3年ほど前のダム検証委員会での視察のときにもちょっと申したわけですけども、その辺のことは専門家ときちっと議論しながら進めてほしいと。頭の中で考えているだけではあかんという具合に思っていました。

それとメンテナンスなんです、こういうものはね。ミチゲーション自然の再生ですので、メンテナンスフリーが原則やと思うんですね。いつもメンテナンスをやってく、いかなくってはならないということになってきたら非常にしんどいなと思いながら、この言葉を読みました。どういうメンテナンスをしておられるのかわかりませんが、ただの調査ということだけで済んでいるのであればいいとは思いますが、せつかくつくったところですので、その辺の視点についても考慮して示してほしいなと思います。

以上です。

○中谷委員長

ほかにいかがでしょうか。はい、小川委員、どうぞ。

○小川委員

今の木津川における、特に河川環境の課題というのは、4ページをご覧くださいましたら、そこに2つ書かれております。水質がかなり改善されているということと、2つ目の丸では河床低下で河道の二極化が起きていると。これは淀川環境に似てきているんだと

思いますね。現在の淀川本川は二極化が進んだことによって環境の多様化が奪われていったと、そんなところがあると思います。木津川がそれに似てきていると。私は、これが河川環境における最大の課題かなと考えてます。

それで、新たな視点ということで、この14ページに、市民と連携して河川環境の多様性を取り戻そうということで、竹蛇籠とか——「聖牛」という言葉は恥ずかしながら今回初めて聞いたんですが、調べてみると、非常におもしろい水制工法なんですね。こういうことを市民連携でやっておられるというのは非常におもしろい取り組みだなと思います。ぜひこういうことを進めていっていただきたいと。

ただ、この取り組みも局所的な改善にしつつありませんので、木津川全体の土砂が今後どう動いていって、二極化がとまるのか戻せるのか、そういう根本的な議論も必要になってくるのかなと思います。

もう一つ、木津川は個人的にフィールドなので。水質が全国5位の水準まで改善されているというところですけども、これも局所的には水質の非常に悪い場所がまだあるのではないかなと思います。特に木津川下流なんかは20年前でもかなり水質が良くて、これはやっぱり砂河川の浄化能力の大きさかなと思うんですが、9ページの大野木橋と名張川の家野橋では環境基準をかなり下回っていると。ただ、その下を見ていただいたら、伊賀市の汚水処理人口普及率は、かなり上がってはきていますけども、まだ低いレベルにあるように感じます。特に柘植川ですかね。あのあたりの水質がかなり木津川上流の水質を悪くしているようなイメージを私は持っておりますので、これはもう流域の努力だと思うんですが、この辺もちょっと意識していただいとくと、木津川の水質は本当に良くなると思います。

以上です。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 事務所長 東出）

すいません。全国5位というのは、汚水処理人口普及率が京都府は5位ということになります。ちょっと説明がよくなくて申しわけございません。

○小川委員

普及率が5位ということなんですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 事務所長 東出）

はい。

○小川委員

これは京都府全体で見ればということですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 事務所長 東出）

はい。

○小川委員

はい、わかりました。

○中谷委員長

そうしましたら、今の資料－２－１に関してはここまでにさせていただいて、また関連のところがあればそのパートで。

○上田豪委員

1点だけ。

○中谷委員長

はい、どうぞ。

○上田豪委員

すいません。今の下水道の普及率に伴って水質が良くなるということはあるんですが、それに伴って地域の川水がなくなると。特に流域下水。大阪府なんかは、流域下水にして川の水質は良くなったけども、川の水がなくなってしまうということがあります。この流域下水というのは広域で処理するわけですから、下流のほうまで、川じゃなく、管で持って行って川に放ると。こういうことがこの木津川で起きてないのか。それと、流域下水的な広域下水がこの上流のほうでないのか、ちょっとお聞きしたいなと思ひまして。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 事務所長 東出）

ちょっと調べてみないと。

○上田豪委員

ああ、そうか。三重県は来てないのか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 事務所長 東出）

はい。

○上田豪委員

じゃ、また次のときで結構です。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 事務所長 東出）

はい。

○中谷委員長

多分、そんなに長い距離ではないと思いますけどね。じゃ、また調べていただいて。

○上田豪委員

ええ。三重県も来ておられないということですので、また次回にでも教えていただければと思います。

○中谷委員長

はい。その点、よろしくお願いします。

それでは資料－２－１はここまでとしまして、あとそれぞれの項目ごとなのですが、たくさんあるので、まず資料－２－２「人と川とのつながり」と資料－２－３「河川環境」について分けて進めたいと思います。川のことですから「あれはどうや」と関連することはもちろんありますが、まず説明のほうはその２点についてお願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 調査課長 森田）

それでは、淀川河川事務所の森田より、まとめてご説明させていただきます。

資料－２－２をめくっていただきますと、まず１ページに目次がございます。ここでは、これまでに定められました観点と指標、その内容に対して平成27年から29年度において進捗があったかどうかを一覧でお示ししております。個別のシートにつきましては２ページ目からになってございます。

シートの構成でございますけれども、左上のところに「【観点】」と「【指標】」を書いております。これに関する内容といたしまして「全体像」「実施方針」「実施内容」「結果」という４つの項目で整理をしております。「全体像」につきましては、河川整備計画に記載しております本文をそのまま転載しております。その内容に対しまして各事務所で取り組んでいるアプローチの方法を「実施方針」として記載しております。そして、具体的な内容を「実施内容」「結果」として整理をしております。

では、個別にご説明させていただきます。

まず、資料２ページ目。ここでは「住民参加推進プログラムの活動内容」についての指標となっております。

左のほうでは、これまで出ておりますように、木津川で河川環境の保全を目的に整備しておりました竹蛇籠とか中聖牛の設置について住民参加をいただきながら進めている状況をお示ししております。

右のほうでは、木津川下流の京田辺のあたりですけれども、河川レンジャーの方々に企画していただいて、花見の時期に合わせた馬坂川での乗船体験、またそれにあわせたパ

ネル展示の状況をご紹介します。

4ページをご覧ください。ここでの観点は「河川レンジャーの充実」、指標は「河川レンジャーの在籍人数と活動回数」となっております。

左下では、淀川河川事務所管内では各出張所ごとに河川レンジャーを配置しておりますけれども、木津川管内の河川レンジャーの活動内容として地域行事へのブース出展ですとか八幡市でのマイ防災マップの作成などについてご紹介しております。

右をご覧くださいますと、まず上のほうでは淀川管内の河川レンジャーの在籍数をお示ししております、平成29年度には新たに5名の方に加わっていただきまして、全体で26名の方が活動している状況でございます。下のほうを見ていただきますと、木津川下流が淀川管内ですが、ここでは平成29年度は4名の方が活動されております。木津上の管内ではお二人活動をしていただいている状況でございます。

続きまして、5ページ目。ここでは「環境教育の実施内容」という指標でございます。

ここでも河川レンジャーの方にご協力いただきまして、流域の小学校との仲立ちをしていただいて、水生生物調査や水質調査を行っていただいております。そのほか、私ども職員も出ていって、出前講座として川への関心を高めることを目的にお話をさせていただいているということで、ここでは伊賀市立阿山小学校の状況を写真でご紹介しております。

その次、6ページ目。こちらでは「情報発信の充実」という観点で、特にホームページの更新内容についてご紹介しております。

左のほうは、淀川河川事務所では淀川河川公園のホームページを昨年度リニューアルいたしまして、その際に、日本語のみならず、中国語、韓国語、英語と、4カ国語対応のつくりをさせていただいたと。また、さくらであい館のオープンに合わせて、特に背割堤地区の桜の開花状況などをホームページでご覧いただけるようにということで、さくらであい館にカメラを新たに1基設置しまして、その状況をホームページで配信しているといったことをご紹介します。

右のほうは木津川上流河川事務所のホームページの更新状況でございます、特に防災情報とか水位、あと平常時の河川の状況、カメラの画像について利用頻度が高いということで、これらにアクセスしやすいようリニューアルをさせていただいております。

続きまして、7ページ目。こちらでは、住民に関心を持っていただくための取り組みとして「交流内容」という指標でシートを作成しております。

左のほうでは、「名張川ワークショップ」と書いてございますが、名張川の合流点の

あたりの引堤事業におきまして、黒田地区と言いますけれども、ここの引堤に際して背後地の工場の移転に伴ってスペースが出てくるということで、そのスペースの活用について地元住民の方々やまちづくりの関係者が一堂に会して意見交換を行ってきたというご紹介をしております。

続いて、10ページをご覧ください。ここでは「三川合流部の整備、憩い安らげる河川の整備」という観点でございます。

平成29年3月にさくらであい館がオープンいたしましたけれども、左のほうにつけておりますように、であい館オープン以降の背割堤地区の河川公園への入園者数につきましては約85万人で、昨年度と比べまして約2倍増加しているということで、観光の一つの拠点になりつつあるのではないかというふうに考えております。

また、右にもいろいろ写真をつけておりますように、地元の店舗と協力したマルシェを開いたりとか、音楽を中心にしたプログラムを開いたりとか、地元企業との連携を進めているところでございます。また、下の写真にありますように、大変自転車を利用する方に立ち寄っていただける場所であるということも反映しまして、このように自転車を立てかけられるバイクラックを複数設置しておりますし、またパンクなどの修理用キットなども販売したりということで対応させていただいております。

続きまして、11ページ目。こちらでは、「破堤氾濫に備えた分かりやすい情報発信」という観点、指標は「まるごとまちごとハザードマップ設置箇所・設置数」となっております。

木津沿川では、まるごとまちごとハザードマップの設置箇所数がかかなり多くなってございまして、木津川市、京田辺市、城陽市、八幡市、あと伊賀市ということで、このようにたくさんの看板を設置させていただいております。現地視察に来られた委員の方には見ていただきましたが、木津川市役所では、市役所が4.2m程度浸水してしまうということもあって、市役所の玄関のところに看板を設置していることと、その看板の中にはQRコードをつけて河川の情報にもアクセスしやすいような工夫をさせていただいているという状況でございます。

最後13ページ目では、「上下流交流の促進」という観点で、高山ダムでの地域イベントであります南山城村生き生き祭りに参加している状況ですとか、高山ダムカレーの販売を始めたというご紹介をしております。

「人と川とのつながり」につきましては以上でございます。

続きまして、資料－２－３「河川環境」についてご説明させていただきます。

目次を見ていただきますと、グレーの網かけをしているところがございます。例えば一番上に「イタセンパラを目標種とした淀川中下流域」とありますが、木津川の管内に関係しない部分についてはグレーの網かけをして「該当なし」という表記をさせていただいております。

では、「進捗あり」の部分につきまして順次ご説明をさせていただきます。

まず、資料の３ページをご覧ください。こちらでは「琵琶湖・淀川水系の生態系の固有性および多様性の価値に関する保全」ということで、オオサンショウウオの生息・繁殖に適した検討内容についてご説明いたします。

左下の写真が、先ほども出てまいりました人工巣穴の設置状況でございます。平成27年度以降、川上ダムの上流・下流の合計32カ所において人工巣穴を設置している状況でございます。

また、右上の写真は堰などの横断工作物においてオオサンショウウオが上れるように遡上路という坂道みたいなものを設置している状況でございます。平成29年度までに13カ所設置しております。

その下にモニタリングの結果をつけております。まず人工巣穴につきましては、平成28年度までの状況ですけれども、29カ所設置しているうち、約半数の16カ所においてオオサンショウウオの成体が利用しているという確認ができております。遡上路、坂道のほうにつきましては、12カ所設置したうち、4カ所でオオサンショウウオが上っていることを確認できたということで写真をつけております。ここにつきましては、引き続きモニタリングを行いまして、利用状況を踏まえて適切に対応してまいりたいと考えてございます。

次に5ページをご覧ください。ここでは「外来種対策の実施」という観点で、指標が「外来種の現状把握と対策内容」となっております。

グラフを左と右につけておりますけれども、これは河川水辺の国勢調査の結果で、左のほうは淀川管内、右のほうは木津川上流管内でそれぞれまとめたものでございます。どちらも、平成19年の調査結果を境に、近年は外来種につきましては減少傾向にあるというのが見てとれるかと思えます。

ただ一方で、右下のグラフを見ていただきますと、コクチバスですね。泳力が強いと言われてますコクチバスの個体数が平成24年から29年度にかけて大幅に増加しているといったこともわかっておりまして、これにつきましては、卵を確認した状態でその場で駆除

するとか、そういったような取り組みをさせていただいているところでございます。

続いて、8ページをご覧ください。ここは「河岸－陸域の連続性の確保」という観点で、指標が「ワンドやたまりの保全・再生内容」となっております。

ここでは、先ほど来出てます木津川の中流域において、たまりや瀬の保全を目的に設置しました聖牛の製作状況、設置状況についてご紹介しております。右上にありますように、右岸から左岸に向けて水の流れを変えたりですとか、攪乱を増加させたり、そのほか、底が洗掘されたところには土砂供給、土砂のないところについては土砂を流すことを目的に、真ん中に黒い線で小さい三角形があって「聖牛を3基設置」と書いておりますけれども、この箇所に3基の中聖牛を設置したというご紹介をしております。

続きまして、9ページ目。ここでは、「既設の堰・落差工の改良内容」ということで、小田遊水地の堤脚水路と、そこに接続する小田川の縦断方向の落差を改良するための魚道の設置状況についてご紹介をしております。

右のほうを見ていただきますと、流量が少ないときと多いとき、それぞれのときに応じて魚が上れるような工夫をした堰を設置しておりますが、出水後にごみが堆積して魚道内が通水されていない状態が確認されたことから、今後は定期的に維持管理をしながら、引き続き魚道の検討を実施してまいりたいというご紹介をしております。

続きまして、13ページ。こちらでは、ダム貯水池の水質保全対策の取り組み内容についてご紹介をしております。

木津川上流管内では、現在、水資源機構さんが管理をされますダムが5基ございます。左の表は、アオコや淡水赤潮による水質障害を回避するための水質保全対策の状況について、それぞれのダムにおいてどのような保全設備があるかを示しております。実施内容は右上の図に書いておるとおりで、結果といたしましては、いずれのダムも利水者への水質障害は発生していないというところでございます。

続きまして、14ページ目。ここでは「流域の土砂生産・移動・体積の実態把握」ということで土砂の状況についてご紹介しております。

左下の表には、5つのダムごとの完成後の経過年数と堆砂状況をつけてございます。

それから、右のグラフのうち、高山ダムに着目していただきますと、赤い線が100年後に計画堆砂量に到達するとした際の目安の堆砂量、青い線が実際にたまった堆砂量をお示ししております。一目のとおり、高山ダムにつきましては計画の堆砂量を大きく上回っている状況になってございます。これについて、水資源機構さんのほうでは、淀川水系総

合土砂管理検討委員会に関連して、木津川上流ダム群土砂管理懇談会というものを平成23年に設立されておられます。また、最近も懇談会を開催されておりまして、ダムにおける堆砂特性や長寿命化施策の活用なども踏まえて将来の堆砂量の試算や堆砂対策の検討を進めておられるというところでございます。

続きまして、17ページ。こちらでは「生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工」ということで、淀川河川事務所では、左の「実施方針」に書いておりますように、淀川環境委員会というものが別途立ち上がっております。河川において工事を実施する際には淀川環境委員会に確認の依頼をいたしまして、右の写真につけておりますように、現地で立ち会いをしていただいて、その場で配慮すべき事項などについて指導・助言をいただいております。ここでは特に堤防強化の工事を中心的に行っておりますけれども、堤防強化を行って、堤防の法面の表土を剥ぐ際にチガヤ群落の表土を覆土として再利用してはどうかというご助言をいただいております。下の写真は、その表土剥ぎの状況や覆土の実施状況についてご紹介をしておるものでございます。

それと、18ページ目は、関係機関との連携ということで、先ほど来出ております中聖牛の製作に関する状況です。右のほうに書いておりますように、河川レンジャーを初め、地元のやましる里山の会、また一般市民の方々、あと伝統的工法である聖牛の技術指導をしていただく業者の方々など、さまざまな関係者に指導や協力をいただきながら進めている状況をご紹介します。

「河川環境」につきましては以上でございます。

○中谷委員長

はい、説明ありがとうございました。そうしましたら、先ほどの「人と川とのつながり」と今の「河川環境」について委員の皆様から質問、意見等ありましたら、どうぞご発言ください。

では、見ていただいている間に。「人と川とのつながり」の4ページ、「河川レンジャーの在籍数」や「活動回数と参加人数（管内全体）」というグラフを示していただいておりますけれども、川のことですから、どういう方面の取り組みをされたとか、例えば主に環境方面とか防災のこともやりましたよとか。あと、お願いを言うのは簡単なんですけど、例えばその地域のどういう部分にこれをやった成果が期待できそうですねとか。それは、水害に強い地域づくり協議会とか、何かそういうところにつながってくるんじゃないかと思うんですけど。防災面にしても、川と余り縁のない山手のほうで何ぼ頑張ってやってもだ

めなんで、環境的な取り組みとともに、先ほどもありましたように、川の姿を見ていると川底が掘れたりとかいうようなこともあり、全部が何がしかつながっているというような気がしますので。点検であれば、先ほども言いましたように、大げさに言うと、地域がどう変化してきたかとか。まあ、そこまでなかなかアンケートをとっても無理やとは思いますが、せっかく活動していただいているので、そういう観点も必要なのではないかなというふうに思います。これは、特段答えは結構です。

委員の皆様、いかがでしょうか。はい、平山委員、どうぞ。

○平山委員

「人と川とのつながり」の7ページです。左下の「名張川ワークショップ」のところに「関係者等が一堂に会し意見交換を行い」とあるんですけども、これがどういう段階なのか、関係者はつくることはオーケーしているのか、意見交換の中身がよくわからないので教えてください。

○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 事務所長 田中）

「名張市のまちづくりと一体となった」ということですが、「引堤」と書いておりますように、今ある堤防から少し町側にシフトして川幅を広げようという事業でございまして。これから地域に入って、この範囲で堤防の用地を取得させていただくための説明をする段階でございまして、それに先立って、町の一定区間の状況を大きく変えますので、地域のほうからも、その背後地、要するに町側のまちづくりもこの機会にあわせて地域の顔となるような場所にしたいと。堤防整備とあわせて、その堤防より町側の整備も一体的にできないかというようなご意見もいただいているというところでございまして。これには当然、河川管理者だけじゃなくて、行政機関で言えば名張市さんもいらっしゃるし、地域の自治会の代表者の方とか商工会議所の関係の方、あるいは地域の歴史関係の方とか、いろいろな意見をいただきながら、いろいろなといっても複数名でございましてけれども、この堤防整備にあわせてまちづくりをどのようにしていきたいかという意見をいただいていると。それを踏まえて、これから市としてもどうするかというような議論をされていく段階でございまして。

○平山委員

今まで4回開催されてますけれども、否定的な意見というのはないんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 事務所長 田中）

はい、基本的にないですね。この機会に応じてよいまちづくりをしていきたいという

のが基本的なベクトルになってございます。

○平山委員

はい、ありがとうございます。

○中谷委員長

ほかにいかがでしょう。はい、上田耕二委員、どうぞ。

○上田耕二委員

事前説明にお見えいただいた折にも申し上げたんですが、「河川環境」の6ページに「不法耕作」という言葉があります。確かに不法耕作なんだと思うんですが、適法耕作というのか、合法耕作というのか、そういうのはあるんですか。浸水するとか、ごみがかぶるとか、そういうリスクを承知で手続をして、いわば河川を管理していただくということですかね。その高水敷を。

例えて申し上げますと、耕作してますと、みずぼらしいといいますか、表現があれですけども、農小屋が建って環境に悪い。しかし、例えばお茶をそこでつくってもらいと、放置している今の状態よりも環境は悪くないと思いますし、お茶ですと、低木やし、洪水時に流水の支障を来さないと思うんですけども、何が何でも河川内での耕作については全てだめといいますか、いわゆる合法耕作というのはあるんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 調査課長 森田）

「利用」でも出てきますのでこの「環境」のほうでは説明を飛ばさせていただいたんですけども、ちょっとご説明いたしますと、6ページ目の右上の写真ですが、堤防沿いに道路が走っています。これは国道24号でございまして、この写真でいきますと、この国道24号よりも左のほうが川の中ですね。いわゆる河川敷になってございます。この中でも赤い破線で囲った部分につきましては、官有地、国有地です。国の土地になってございます。それで、大きい写真でこの赤い破線と国道24号の間に挟まれたところを見ていただきますと、まだ耕作されている状況が見えると思うんですけども、ここにつきましては民地なんですね。後で堤防をつくりましたので、昔からその土地を持っておられる人が川の中で耕作をされる部分については堤防の外にある堤外民地ということで、個人の土地で耕作をされている部分については私どもで是正措置は行っておりません。一方で、この赤い破線の中で耕作されている方々におかれましては、その方々の土地ではなくて、国が河川として持っている土地なんですけれども、自分の土地ではない場所で畑などをされていて、それについては不法だということで今回は撤去させていただいたという流れでございます。

ですので、ここで言う適法か不法かというところについては、土地の所有者が誰かということですね。赤い箇所については、国の土地において勝手に耕作をされてきたと。その赤い破線の外については、自ら持っておられる土地で耕作をされておりましたので、是正措置を行っていないという状況でございます。

○上田耕二委員

そうですね。それは他人の土地で耕作しているという意味で不法だと。ほな、河川法の観点から言えば、不法というのではないと。国の土地でやっているからあかん、いわゆる他人の土地で耕作しているからあかと、こういうこと？

私が申し上げたいのは、堤内の民地でしたら、これは自分の土地ですからやむを得んですけれども、「景観を損ねる」という表現が。先ほど申し上げましたように、農小屋とか、そういうのが建ってなかったら、例えばそういうところでお茶の生産ができるのかどうかわかりませんが、茶畑ですと、河川内にあっても景観を損ねるとは思えへんのですけれども。ちょっとそれを言いたかったんです。すみません。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部水政課 課長 南）

占用区間の対象として、耕作地ですね。市町村の方が占用された場合、占用許可の対象となりますので、耕作の土地も一応占用許可の対象ですので、適法ということになってございます。

○上田耕二委員

手続をすればええということ？

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部水政課 課長 南）

はい。個人の方にお貸しすることはできませんが、市町村が占用者となられましたら耕作地として占用の対象となります。

○上田耕二委員

ああ、なるほど。そうですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部水政課 課長 南）

はい。近畿では余り事例がございませんが、全国的にはございます。

○上田耕二委員

そうすると、是正をされた折に継続して耕作をしたいというふうなご意向はなかったと、こういうことになるんですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部水政課 課長 南）

はい。

○上田耕二委員

是正というか、指導をされたときに「わかりました」ということで全ての方がこの赤い部分については退去されたと、そういうこと？

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部水政課 課長 南）

はい。

○上田耕二委員

わかりました。ありがとうございます。

○中谷委員長

はい、ありがとうございます。

今、お茶の話が出ましたが、例えば木津川筋は結構高水敷に茶畑がありますね。治水のお話になってしまうのであれですけども、川の断面からすると、その辺のチェック、例えば「ここは支障のないところだよ」的なことはあるんでしょうか。例えば、ただの畑よりは、茶の木が一定の高さで茂ると1 mぐらいの高さまでいって、結構密に生えますから流れに影響がないことはないんだろうなみたいなことを見ているんですけど、洪水のときに茶の木がつかっちゃったとか、そういうこともあるのかどうかとかも含めて、わかる範囲で。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 調査課長 森田）

昨年の平成29年の台風21号の際にも高水敷を超えるような水位を観測してございまして、例えばこの間現地視察に行っていました流れ橋のあたりで、漏水があった箇所の中には茶畑があったと思いますけども、あのあたりの茶畑はもう冠水をしている状況になっております。ただ、川幅自体も大きいところでもございまして、例えばその茶畑があることが原因で水位が上がって対象とする流量が流れないということにはなってございません。

○中谷委員長

はい、上田豪委員、どうぞ。

○上田豪委員

今、流水阻害になるかどうか、景観がいいか悪いかという話が出てますけれども、もともと先ほど、放置しているよりも茶畑のほうがきれいやなど。確かにそうなんですけど、淀川下流の河川公園は今言われたように市町村が占用して、野球場とかグラウンドとか、い

ろいろと人のための利用をしているわけですが、これを見直そうというのが淀川の河川整備計画の中にあります。その内容というのは、なるべく自然の状態に戻そうやというような意味なんですね。だから、河川公園で野球場があるけれども、本流など水の流れているところとの間は、雑草はそのままの状態でおいておこうと。草刈りしないと。今までみたいに草刈りしないで、水鳥への影響とか、そういうことも考慮しながら進めていこうというようなことで、徐々に以前の状態に戻そうとしているというのが大きな流れやと思うんですね。そういう流れの中で議論するというのが大事なかなという具合に思います。

○中谷委員長

はい、ありがとうございます。その辺はまた別の委員会とかでも検討されていることやと思います。

ほかの委員さん、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○松岡委員

簡単なことなんですけど、「人と川とのつながり」の11ページ。先日、視察に寄せてもらったときに木津川の市役所に洪水の実績のマークがあったと思います。右側から2枚目かな。それほど多く提示しているわけではないと思うんで、非常に地味に感じたんです。本当に危機感があるんやったら、もう少し目立つ格好で表示したらどうかなと。表示するのも非常に限られた条件なので、特に危機感を感じてもらう必要があるんだと思うので、もう少し目立つような表示の仕方、もしくは色の選定があるんじゃないかなと思いますので、ご検討いただけたらなと思います。

○中谷委員長

何かコメントはありますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 調査課長 森田）

この間は市役所の玄関のところを見ていただきましたけれども、中に入ってもまた張ってあったりとか、あの通りからも少し北部方面へ上がっていく道路沿いを見ていただけると、例えば電柱に張ってあったりとか公共施設に張ってあったりとかして、車で通っても「ああ、何か同じような看板が張ってあるな」というようなことは見てとれるかなと思っております。「まるごとまちごと」ですので、1カ所にとどまらず、複数枚いろいろな場所に張って、歩いていただいたりする際に、より目につきやすい場所ということで今後も検討してまいりたいなと思っております。

○中谷委員長

はい、ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

今に関連ですけれども、市役所のそういうところにマーキングされているんですが、例えば先ほども言った水害に強い地域づくり協議会の中で市役所が避難所になったりとかいうようなことも考えられるし、タイムラインでいくと、どこを通過していったらええのかということもあるし、その市役所自体も、例えば電気施設が想定の水位よりも下にあったりすると、自家発電が下にあたりすると、それはまずいんで、その辺はまただんだんと対応策が要るなというようなことをふと思ったりしております。

あと、環境の観点で、先ほど小川委員からも土砂の関係でお話がありましたけど、ダムがあり、その下のところで河床低下もあり、片や、大きな目で見ると、三川合流の辺りでは、ぱっと見た目にはうんとたまりつつあるところもあるのかなみたいなことも感じるんです。そういう中で、ダム関係ではそれぞれ取り組みがされてますけども、できましたら、どういう観点の議論がされているかというようなことも紹介していただけるといいなと思います。土砂というのは均一にずっとたまったりということではなしに、大きな出水があったときにはどこかへボンッと来るとかいうようなこともあるので、出水があれば調べに行くとか、そういう観点も必要じゃないかなというようなことを感じております。

ほかの委員さん、いかがでしょうか。ありませんか。はい、小川委員、どうぞ。

○小川委員

「河川環境」の5ページの外来魚のことなんですけども、これは河川水辺の国勢調査の結果でよろしいんですかね。それで、減少傾向にあるということで、このグラフを見ると「ああ、外来魚が減ってきてよかったな」というふうに見えてしまうんですが、私にはその対策の効果でこれだけ減少したようには思えなくて。なので、調査結果としてお示しいただくのはいいんですが、木津川で外来魚が本当に減少しているのかというところはちょっと注視しないとイケないかなと。特にコクチバスを書きいただけてますが、木津川では今後どうなるのかと、非常に怖いところだと思います。

それともう一つ、9ページの魚道ですね。私、小田川というのはよく存じ上げないんですが、これは上野の遊水地を流れる川ですね。これは魚道で魚類の移動の障害をなくしてやる非常にいい試みだと思うんですけど、魚類が移動したその先の環境がどうなっているか。特に洪水対策。治水としての遊水地の機能を持っている場所だとは思いますが、生物の生息環境としての遊水地みたいな視点を携えていただいて、ここを通過した先には

また好ましい生息環境があるというようなことになればよりよいものができるのではないかと思いますので、そういうご検討もいただければと思います。

以上です。

○平山委員

今の小川委員の1つ目に関連して、5ページなんですけれども、単純な質問で、左側の積み上げ式の棒グラフの中の一つに水色でコクチバスがあると思うんです。平成29年を見ると、コクチバスは9になっていて、右のグラフでは平成29年はすごく増えて223に見えるんですけども、これはどういうことでしょうか。私、見方を間違っているんですよ。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 調査課長 森田）

左のほうは木津川下流域のご紹介でして、淀川事務所管内のものだけで整理しております。

○平山委員

すいません。ありがとうございます。

もう一点、コメントなんですけれども、「人と川とのつながり」の5ページで、小学生に対して環境学習の場を提供していることの成果として右側に参加人数が書いてあります。こういうふうに参加者数で経年変化を見ていくということで、そうするしかない場合もあると思うんですけども、ご提案としては、もし毎年同じ小学校に行く環境学習があるのであれば、例えば4年生で実施したときに6年生ではどうなっているかというような追跡調査をされるといいかなと思います。具体的には、教えた内容が定着しているかとか、川に行く頻度が増えたかどうかなどを見るだけでも実施の効果として示せるんじゃないかなと思うんです。もし可能であれば、環境学習を実施していない他の小学校はどうかということも見れば、実施した内容が確かに広がりを見せているという説明をするための一つの資料になるのではないかなというふうに思います。コメントです。

○中谷委員長

はい、ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

そうしましたら、時間の都合もありますので、残りの「治水・防災」「利水」「利用」「維持管理」のパートへ移りたいと思います。その中で今のところに関連することも出てこようかと思いますし、それはまた関係のところでご発言いただければと思いますので、まず説明をお願いできますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 調査課長 森田）

では、続きまして、資料－２－４「治水・防災」をご覧ください。構成としては同じでございまして、１ページ、２ページが一覧表の目次になっております。

具体的には３ページからですが、こちらでは指標といたしまして「防災意識の啓発内容」となっております。

浸水想定区域を公表したということと、あと右のほうでは、避難勧告を適正に発令していただくことを目的に、木津上とかでは自主防災組織の代表者や市の職員の方々に対してそういったご説明をさせていただいたということがございます。

次に、５ページをご覧ください。ここでは「破堤氾濫に備えた被害の軽減対策、避難体制の確立」、指標といたしましては「ハザードマップの作成内容」となっております。

右のほうに幾つか図面をつけておりますけれども、まず上の青い囲みの中、「木津川市の例」と書いているところを見ていただきますと、赤枠のものが浸水想定区域ということで浸水深を示した図になってございます。黄色い枠のものが浸水継続時間ということで、どの程度そこに水がとどまっているかということをお示しした図面でございます。緑色は堤防がいざ決壊した際に家屋が流されてしまうという範囲を示したものでございまして、このいずれかに該当するところにおられる方は速やかに水平避難をしていただかないといけないということで、この図を重ね合わせたものを下の大きな図のように早期立ち退き避難区域の案として作成いたしました。まずはこういったことを行政の担当者の方にご理解いただいて、避難情報の発令の際の参考にしていただこうということを淀川の事務所のほうでは取り組んでございます。

次に６ページをご覧くださいますと、ここでは「災害対応プログラムの作成内容」という指標になってございます。

右のほうに「【減災ワークショップの開催】」と書いておりますけれども、木津川上流河川事務所では宇陀市さんと共同で減災ワークショップといったものを開催してございます。実際に住民の方々に自ら町を歩いていただきまして点検を行って、その際に集めた情報を防災マップとして整理をしております。次のページに大きな図面をつけておりますけれども、宇陀市榛原山路地区では右のような防災マップをつくっております、特に河川災害だけではなくて、土砂災害も視野に入れたマップを作成しておられます。この結果をもとに、左のほうにつけておりますように、どの時点でこういった行動を起こせばいいかということがわかるような、いわゆるタイムラインをこの自治会では独自に作成されているという取り組みでございまして。

続きまして、10ページです。ここでは、破堤氾濫に備えた被害の軽減対策といたしまして、公共施設の耐水化の支援内容でございます。

先ほど中谷委員長からも耐水化の話がございましたけれども、ここでは木津川市役所の例をご紹介します。木津川市役所は浸水想定区域で、4.2m浸水することが想定されております。庁舎自体は平成20年ごろに新しく建てられておりますので自家発電設備につきましては屋上のほうに既に設置をされておりましたが、庁舎の1階に燃料ポンプの電源基盤があり、そこが一旦浸水してしまうと使えなくなってしまうことがわかったということで、平成28年度にそれを3階に移設して耐水化を実施したということのご紹介をさせていただきます。

11ページ目は「水害に強い地域づくりに向けた取組内容」という指標でございます。淀川管内、木津上管内、それぞれ水害に強い地域づくり協議会を設置しております。毎年協議会を開催して、現在進めております水防災意識社会の再構築に向けた取り組み状況の進捗確認をしております。

12ページ目は「堤防強化対策の実施」という観点でございます。指標がそれぞれの実施内容・延長についてお示しをしております。

「結果」のところにつけておまして、まず上段では堤防の浸透対策についての進捗状況を示しております。そのうち、グラフの左は「侵食対策」と書いてありまして、これは堤防が流水で削られてしまうことに対する対策でございます。ここではあと400m残すような状況になってございます。そのグラフの右は「浸透対策」と書いてありまして、堤防の中に水を入れないとか入った水を速やかに出すほうの対策ですけれども、それにつきましては約70%ぐらいが完了しているという状況でございます。

その下のグラフは「【水防災意識社会・再構築ビジョンの対応状況】」ということで、こちらについては堤防が壊れるまでの時間を長引かせて住民の方が逃げる時間を稼ごうという取り組みでございます。左のグラフは堤防天端の舗装の実施状況でして、ここではあと400m残す状況。右側のグラフは、危機管理型ハード対策として堤防の裏法尻、町側の堤防の堤脚を補強することで時間を稼ごうということですが、こちらについては進捗が20%弱ということで、まだその残区間が多いという状況でございます。

13ページ目をご覧ください。こちらは「河道流下能力の増大」という観点でございます。

先ほど来ておりますが、平成27年に上野遊水地の運用が開始されまして、それによ

って平成29年の台風21号では貯留をし、約760戸の浸水戸数の被害を解消できたということの結果としてお示ししてございます。

続きまして、15ページ目をご覧ください。こちらでは、洪水調節の効果的な実施による水位の低減ということで、ダムによる貯留の効果等をお示ししております。

平成29年10月には台風21号が襲来して、三重県域ではかなり雨量が多かったような状況になってございます。ここに表でつけておりますように、木津川筋のダムにおきましてもそれぞれ洪水の貯留を行っております。右の図では高山ダムの洪水調節の状況をお示しておりますが、下のグラフの青いところが本来ため込む量になってございますけれども、今回高山ダムでは特別防災操作といたしまして通常操作するよりもさらに放流量を絞って多くの水をため込んだということで、この青い範囲で囲ったものプラス緑色の部分についてもダムでため込んだという操作を行っております。このダムの操作の結果、ダム下流の有市という地点では河川の水位を約1.9m低下させることができたという推定結果がわかってございます。

続きまして、資料－2－5「利水」のご説明をさせていただきます。

2ページ目。こちらでは、慣行水利権の許可水利権化の実施ということで、昨年度の進捗点検でお示しましたように、平成28年度に宇治川筋で1件、慣行水利権に対して許可水利権化を行ったということでございます。

続きまして、3ページ目。こちらでは、効率的な水利用のための取り組みといたしまして、ダムの貯水率をホームページで公表することによって節水意識を向上させていこうということの取り組み状況でございます。

4ページ目。こちらでは「安定した水利用が出来ていない地域の対策」という観点で、指標といたしまして「新規水源の確保内容」となっております。

現在の河川整備計画の中では、川上ダムと天ヶ瀬ダムの再開発、これが新規水源の確保のための施設整備となっております。川上ダムのほうにつきましては、現在、本体工事、今年の9月に掘削着手ということで工事が進められておりまして、2022年度には完成すべく工事を進めてございます。天ヶ瀬ダム再開発のほうにつきましてはトンネル式放流設備の工事を進めておりまして、こちらは2021年度の完成を目指して現在進められておるところでございます。

5ページ目。こちらでは、渇水調整の円滑化への取り組みといたしまして、淀川水系で利水者の方にお集まりいただいて意見交換を行っております淀川水系水利用検討会の状

況についてご紹介してございます。平成26年度にこの会議を設置して以降、平成27年度から29年度において利水者の方々と個別に意見交換を行って、湧水の際の調整方法について意向を確認させていただいているという状況でございます。

続きまして、資料－2－6「利用」の観点のご説明をさせていただきます。

資料をめくっていただきまして、3ページ目。こちらでは「『川に活かされた利用』の実施」ということで、「河川でしか出来ない利用の実施内容」ということを指標としております。

右上を見ていただきますと、木津川の管内でレンジャーの方々が主に企画をしてされております「木津川川ガキ団」ということで、右の写真のほうでは、子供たちがライフジャケットをつけて、水難事故に遭った際にどうすれば安全な流され方をするかといったことを体験する取り組みを行っていただいております。

4ページ目をご覧ください。こちらでは、「川らしい河川敷利用」という観点で、指標が「河川保全利用に関する取組内容」となっております。

先ほど上田豪委員からもございましたけれども、本来河川敷以外で利用する施設については地域と川とのかかわりを踏まえながら縮小していくということになっておりますので、河川敷内の施設を占用する際に、特に更新の際に河川保全利用委員会において審議いただき、そのご意見を踏まえて、そのまま更新するのが妥当かどうかという判断をしております。平成29年度につきましては、この図に書いておりますような7カ所で更新の手続を行うということで、この7件を河川保全利用委員会にかけてございます。現地などをご覧になっていただきましたが、委員の方々からは、外来種のことですとか、今後環境学習を視野に入れて検討されたいというご意見もいただいているところでございます。ただ、施設につきましては、利用形態をそのまま更新、許可の更新をさせていただいたということでございます。

5ページ目は、先ほども出てまいりましたが、右のほうが不法耕作に関して簡易代執行を行った事例でございます。写真を大きくつけておりますけれども、畑をされるのにあわせて、農小屋とか、こういった大きなものも幾つか建てられておりましたので、平成26年度から是正指導を強化しまして、昨年9月に簡易代執行を実施し、不法耕作地の工作物とか農小屋などを撤去させていただいたということでございます。

また、そのほか木津川ではラジコン飛行機やゴルフなどの迷惑行為もかなり多くございまして、休日にも巡視を行って現地で口頭指導させていただいたり、チラシを配布した

り、禁止看板を設置したりという是正措置を進めているところでございます。

7ページ目をご覧ください。こちらは、小径、散策路の整備の状況についての資料になってございます。

全体の整備状況といたしましては、左のグラフにございますように、整備済みが50km弱、未整備の区間が30km弱ということで、整備率が約62%程度となっております。

それから、右の写真にありますように、もともとこういった裸地だったところを治水整備にあわせて天端の舗装を行ったということで、整備延長が伸びた部分のご紹介でございます。

また、利用形態を見ていただきますと、平成26年度の河川水辺の国勢調査によりますと、左の円グラフが木津川下流域ですが、ここでは、高水敷が多いということもございまして、スポーツによる利用が40%程度占めているという状況でございます。一方、右の木津川上流管内では釣りや水遊びということで、川ならではの取り組みがされているということが特徴として挙げられるかと思えます。

「利用」は以上でございまして、続きまして資料-2-7「維持管理」をご覧ください。

まず、2ページ目。こちらは、堤防等の河川管理施設の適切な維持管理の状況でございます。

平成25年の河川法改正を踏まえまして、河川管理施設については年1回以上点検を行うということが義務づけられております。それに基づいて、出水期前に堤防等の施設の点検を行った結果をまとめてございます。

左のグラフを見ていただきますと「異状無し」「要監視段階」「予防保全段階」「措置段階」ということで分けておりますが、この4段階に分けて施設を点検した結果を評価してございます。「異状無し」は問題ないんですが、右の「措置段階」というのはもう機能を失っている状況でございまして、直ちに修繕をしないとイケないと。「予防保全段階」というのは施設の変状に進行性があるって予防保全的に補修をしてやろうという区間でございまして、平成29年度の点検結果といたしましては、木津川上流管内でそれぞれ1カ所、3カ所というふうな区分の評価があったということでございます。

右のほうをご覧くださいまして、こちらは堰や水門、樋門等の施設の点検結果でして、点検対象が93施設でございます。このうち、「措置段階」、施設の機能自体を逸しているというものはありませんでしたが、「予防保全段階」として木津川の下流管内で3つの施

設が該当してございます。この中身につきましては樋門でございませけれども、このままほっておくと樋門の機械施設の変状が進行して機能を失ってしまうという評価がありましたので、その点で予防保全的に修繕を行う必要があるという評価をしております。

続きまして、3ページ目。こちらではダム機能の維持内容ということで、土砂が堆積している5つのダムでございませけれども、これから新たに川上ダムの建設が完了しますと、その川上ダムが持っております振りかえの容量を使って残りの5ダムの堆積している土砂を効率的に撤去していこうと。

具体的にご説明いたしますと、右に図が2つ並んでおりますけれども、左のほうをご覧いただきますと、既設ダム、例えば高山ダムで土砂がたまっている際に、水が高い状態であると、船などでしゅんせつをしないといけないと。それで、ダムの水位を下げたあげること陸上掘削をすることができる。ただ、水位を下げますと、下流のほうに補給するための水がなくなってしまうので、それを川上ダムでかわりに補給してやろうということでございます。今後、川上ダムができれば、ダムの長寿命化施策として、こういった各ダムの堆砂対策を順次進めてまいりたいということでございます。

続きまして、4ページ目。こちらは、許可工作物の点検の状況でございます。

許可工作物につきましても出水期前などに順次占有者によって点検をしていただいて、私ども河川管理者のほうに報告をしていただくことになってございます。点検した結果を右下にグラフでつけてございますが、平成29年度につきましては277の施設で点検をしていただきまして、そのうち2施設で補修が必要だという判断になりました。そのうち、写真につけております木津川大橋につきましては、張りブロックの沈下部分を1カ所補修したということでございます。

続いて、5ページ目でございます。河川区域内の管理といたしまして、ここでは河道内樹木の伐採の実施状況をつけてございます。

左の写真のように木津川では大変多くの樹木が繁茂してございますが、特に洪水の流下阻害となる樹木ですとか河川の巡視を行う際に支障となるような樹木群を優先的に伐採しております。平成28年度では、写真につけておりますように、淀川の合流点に近い部分ですけれども、木津川の1.4km付近で樹木伐採を行ったということでございます。

また、伐採した樹木につきましては、切った後の処分費用もかなりかさんでおります。右上の写真にありますように、コスト縮減や資源有効活用といった観点から、樹木の無料配布を引き続き行っているところでございます。

説明は以上でございます。

○中谷委員長

はい、ありがとうございました。ただいま4つの分野の説明をいただきました。では、委員の皆様から質問、意見等を伺います。また、先ほどの「人と川とのつながり」「河川環境」のパートとも関係があるということであれば、その部分もご発言いただければと思います。どなたからでも結構です。はい、どうぞ。

○亀井委員

資料-2-6の3ページの右上にあります「木津川川ガキ団」、これを「『ジュニア河川レンジャー』に認定」と書いてあるんですが、この中身は、レンジャーが企画した川について学ぶ講座に参加すればこのジュニア河川レンジャーに認定されるのか、企画そのものが半年とか回数とかで、それをトータルで体験してもらった末に認定されるのか。どういうふうなシステムになっているかがこれだけではちょっとわかりにくかったので、説明をお願いしたいと思っております。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 調査課長 森田）

河川レンジャーの方々に、川に親しんでいただくことを目的に、こういった川流れとか、さまざまな活動をしていただいております。何回か企画をしております。それを通して参加していただいた方は、レンジャーの見習いといいますか、将来的にレンジャーになってもらえるんじゃないかという期待も込めて、ジュニア河川レンジャーとして認定をしますという取り組みでございます。

○亀井委員

実際には動き出してそんなに年数も経ってないと思いますので、ボーイスカウトのように、常に河川レンジャーの動きに即して呼びかければ志のある子供たちが年齢とともにずっとその中で育っていくような、そういう先行きに対する期待を持ってよろしいでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 調査課長 森田）

はい、そう考えております。

○亀井委員

ありがとうございます。

それと、全体で、今までここに座っております、生物多様性がかなりいろいろなところに出るようになったけれども、この席でそれを感じる機会が今までで一番少なかった

んです。今回の木津川の中で、河川協力団体の動きの中で、在来種の植物のほうに名乗りを上げて、伐採等も含めて引き受けた団体が動き出したみたいですが、やはり生物多様性と在来種の保護というのは近くの住民が息長くずっと見守っていかなければやれないことなので、河川レンジャーが一番のつなぎ目となって「河川環境」の18ページの右にあるようないろいろな団体が目的に応じて本当に動き出してくれれば、どの河川でも、生物多様性や在来種の保存も含めて、息長く活動が始まるのではないかと。これもすごく期待を持たせていただきましたので、頑張っていきたいと思います。

○中谷委員長

はい、ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。はい、上田耕二委員、どうぞ。

○上田耕二委員

表記というか、記述の問題ですが、資料－２－４の13ページ。最初の資料－２－１でもそういう表現になってましたけども、遊水地で160haの浸水面積、760戸の浸水戸数の被害を解消できたということでございますよね。ほんで、事前説明のときにいただいたパンフレットでは「解消できた」ということですが、ここでは「推定」となってますやんか。これもそうですが、どうして「できた」ということで——地元としては断定的に書いてほしいというか、こちらはそういうふうな表現になってんねんけど。これは物理的に絶対効果があって、もう見たら完璧に周囲堤がありましてですね。ですので、面積とか戸数が推定であれば括弧してそういう書き方をしてもうたらええんかわかりませんが、これでいくと、効果そのものが推定というふうに読めるんで、地元としては非常にづらいです。ですから、ここは完璧に効果があったと断定されてますわ。

それから、もう一言。下流域のあとの3遊水地というのはほとんどしていただいたけども、何て言うのかな。浸水解消面積とか戸数というのは——委員の人がなんか言うてはったかなとは思いますが。ですけど、下流域には一定の効果があったらと思うんですが、そういう表記というのは。ダムの場合はされてますけども、遊水地でたまっているのでも下流では水位が低下していると思うんですけど、その表記というのは。下流って、淀川までかどうかは別にしまして、木津川中・下流域、例えば島ヶ原とか、そういう地点では確実に水位が下がっているだろうと思うんですけども、それは何で記述されへんのかなと。それは特にする必要がないんかよくわかりませんが、上野遊水地の効果があったということは下流にも一定の効果があったと思うんですけども。600万㎡たまってますんです

から。ということです。

それから、この場ではお願いをする場ではないと思うんですが、冒頭中谷委員長がおっしゃっていただいたんで。いわゆる、ごみですな。多分、冷蔵庫とか、そういうたぐいのものも入ってたと思うんですよ。木くずとか、そんなだけじゃなしにですな。幾ら河川区域で地役権が設定されているとはいえ、収穫前にそれを受けると、非常に情けとしてつらいということですので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○中谷委員長

今、上田耕二委員から話があった効果のあらわし方についてどうですか。今一度少し説明をしていただくほうがいいのかなと思うんですが。

○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 事務所長 田中）

上野遊水地の効果でございますが、この上野遊水地は、ここで水を処理することによって、まず上野盆地の水害被害を軽減するというところでございます。ただ、下流への状況を変えない中で今整備をしておりますので、現時点で下流への、例えば島ヶ原とかいうようなところまでの効果という表現にはさせていただいてございません。

○中谷委員長

須川委員、まだ疑問が残っているようですね。

○須川委員

私も上田耕二委員と同じような疑問を現地視察のときに伺いました。桂川、保津川上流、亀岡の話と、それからこの木津川の上野のお話とちょっと位置づけが違うような説明も現地でしていただいたと思います。上田耕二委員が言われたように、今回600万m³下流域へ実績があったわけで、それなりの評価というのがあるのか——別にうたう必要がないのかどうか。何か説明されたかと思うのですが、よく判りませんでした。遊水地機能というのは、一つはもちろん伊賀上野市への影響。これは大きいと思うし、効果の評価もされていると思うのですが、もう一点、やっぱり下流域との関係というのを充分説明されてもいいのか。何故説明がないのかが疑問でした。

それからもう一点は、亀岡の桂川絡みの話です。そこの位置づけとどう違うのか、どう同じなのか。それも現地で少し説明いただいたのですけれど…。

再度ご説明いただければと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 事務所長 田中）

すいません。もう一度お願いできますか。

○須川委員

はい。今、上田耕二委員は、貯水池として下流域への効果もあったんじゃないかとおっしゃったんですよね。それだけためるわけですから、その分、下流域に。もちろん伊賀上野市自体は洪水を防げますけれども、それだけではなくて、ためることによってダム的な機能を持ったということかと理解したのですけれども、そのところがちょっとわからなかったのです。下流へ流れていく分量はもう決まっていると。それが単に遊水地のほうに入っただけということと理解していいのかです。そういう意味なのかと。私も上田耕二委員と同じ疑問を持ったということですが。

○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 事務所長 田中）

例えば最初の資料－２－１の８ページですけれども、左下に昭和28年とか昭和34年の洪水を書いておりますが、湛水面積が500ha近く。まあ、雨の規模は今回違いますけれども、何ものなればこういう状況だと。これを今回遊水地というところで、面積250haということで、強制的にそこにぎゅっと押し込めております。そういう状況をつくりつつ、下流は狭窄部になっておりますので、その状態を――単純に言うと悪くなっちゃいますから、そういう意味で、ある一定流量までは流しつつ、超えちゃうとためるという調節をしていると。地先の状況は変えないということになっておりますので。

○須川委員

下流に関しては、変化はないということですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 事務所長 田中）

はい。

○須川委員

はい、了解です。

○上田耕二委員

そうなんです。狭窄部があつて、河床も高いですから多分そうなるんだろうと思いますけど、じゃ、全然下流に、何て言うんかな、100%、100%というか、気持ちの問題。どう申し上げたらええんかな。要は、上野だけのもので、下流には全く関係ないから書かへんのやとか言われると、上がたまっているから下流も少し軽減されてんねやろというのが。せやから、思いやな。理屈やなしに。まあ、そんなことです。すいません。

○中谷委員長

今、説明を受けましたが、丸々ゼロかという、そうでなくて、多分ピークを横取りしているわけやからその分の何がしかの効果はあるけども、狭窄部の上でそれやということになると、ちょっと数値的にどうかと言うのは難しいのかなというような気もするんですけど。

○上田耕二委員

うん。ですので、それを書いて「じゃ、何cm?」と具体的に言われたら、非常に河川管理者はつらいですわな。せやけど、全く軽減ないと言われたら、上流としてはつらいです。せやから、理屈やない。

○中谷委員長

うん。下流の役にも立っていると。地先については大変効果を発揮して、今まで広い範囲でつかってたけれども、場所が限定して、そこへため込んでセーフになった分も多いということですね。確かに、上田耕二委員は地元ですから、長年かかって苦勞してできた遊水地が自分のところもさることながら下流へ対しても効果を発揮している、自分のところだけでなしに下流のことも思っていたらということも重く受けとめてということだと思いますが。

では、委員の皆様、ほかにいかがでしょうか。・・・先ほど、施設整備に関して、何年ごろをめどにということも言っていたので、それは進捗を見ていくという面では大変大事かなというふうに思っています。ただ、資料に書いていただいて、それをやったとしても、当初整備計画で目標としている戦後最大のところを目がけてという話もありますし。

ほかにいかがでしょうか。今の維持管理も含めて、4つのパートはもうよろしいでしょうかね。そしたら、委員の皆様からの意見等もないようですので、点検結果についてはここまでとさせていただきます。

あと、いつものとおり、この地域委員会では傍聴の方のご意見を伺う時間を少しとっております。発言を希望する方がおられましたらお伺いいたしますが、いかがでしょうか。・・・おられないようですね。

そうしましたら、一旦この会議は終わりますけども、委員の皆様から追加でご意見がありましたら、また事務局のほうへメールなりでお知らせいただいて、その都度対応していただくということによろしいかと思えます。

それでは、私の役目はここまでとさせていただきますので、事務局、お願いします。

3. 閉会

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 課長補佐 白井）

委員長、委員の皆様、長時間ありがとうございました。

委員長からもお話がございましたけれども、本日の議事録に関しましては、事務局でとりまとめまして、各委員にご確認いただくように段取りさせていただきたいと思います。あわせて、本日の記録については写真も提供させていただいてご確認いただきたいというふうに思っております。

閉会に当たりまして、事務局を代表しまして、山本河川情報管理官から一言ご挨拶させていただきます。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川情報管理官 山本）

河川情報管理官の山本でございます。遅れての出席で、申しわけございませんでした。

本日、委員の皆様方におかれましては、大変ご多忙の中、朝早くから委員会へ出席いただき、貴重なご意見を伺いまして、本当にありがとうございました。

現委員の皆様におかれましては、任期は平成30年5月末、今月末までということになってございます。今回の委員会をもって淀川水系の河川整備計画対象河川の進捗状況に関する点検は一巡いたしまして確認をいただいております。

流域委員会が現行の体制となりまして6年経過しておりまして、事業や施策の進捗状況の点検結果について皆様にさまざまなご意見を伺ってまいりました。本当にどうもありがとうございます。

これまでに数名の委員の退任がございまして、また今回5月末の任期をもちまして退任のご意向を示しておられる委員もいらっしゃるというのが現状でございます。継続意向の委員の方々につきましては引き続き委嘱の手続きをさせていただきますが、退任の委員の後任の選定につきましては、委員会全体のバランスを考慮して選考させていただきますので、次期委員の委嘱に当たりましては少しお時間をいただきたいと思いますと考えてございます。

なお、次期委員の委嘱に当たりましては、候補者について連絡調整会議にてご相談させていただきますまして進めていきたいと考えてございます。

本日は、長時間にわたり、進捗点検を確認いただきまして、ありがとうございました。今後とも整備局にご協力いただきますように、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日は、どうもありがとうございました。

[午前11時55分 閉会]